

郡山市地域活動支援センター事業実施要綱

平成19年3月29日制定

平成22年2月26日改正

平成24年12月4日改正

平成25年3月19日改正

平成26年3月14日改正

[保健福祉部障がい福祉課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市地域生活支援事業実施規則（平成18年郡山市規則第64号）第67条の規定に基づき、地域活動支援センター事業（以下「センター事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センター事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を地域活動支援センター（以下「支援センター」という。）に通わせ、創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の事業（以下「基礎的事業」という。）並びに基礎的事業を充実強化するために行うその他の事業を通じて、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 センター事業の実施主体は、郡山市とする。ただし、事業の全部又は一部を社会福祉法人又は特定非営利活動法人に委託できるものとする。

(支援センターの種類及び内容)

第4条 支援センターの種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業の実施に加えて、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業のほか、機能訓練、社会適応訓練、レクリエーション等の事業を実施し、併せて、相談支援事業を実施するものとする。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業の実施に加えて、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者等を通所させ、障害者等の就労意欲の養成、作業訓練、生活機能訓練等自立と生きがいを高めるために必要な事業を実施する。

(3) 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業の実施に加えて、生活機能訓練等自立と生きがいを高めるために必要な事業等を実施する。

(支援センターの設備及び運営に関する基準等)

第5条 支援センターの運営に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）を遵守するものとする。

2 支援センターの種類ごとに置くべき職員の数は、次のとおりとする。

(1) 地域活動支援センターⅠ型

精神保健福祉士等の専門職員を1人以上、かつ、基礎的事業に従事する職員を2人以上

(うち1人は専任)置き、うち2人以上は、常勤とする。

(2) 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業に従事する職員を3人以上(うち1人は専任)置き、うち1人以上は、常勤とする。

(3) 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業に従事する職員を2人以上(うち1人は専任)置き、うち1人以上は、常勤とする。

(支援センターの利用人員)

第6条 支援センターの種類ごとに定める利用人員は、次のとおりとする。

(1) 地域活動支援センターⅠ型 1日当たりの実利用者人員が概ね20人以上

(2) 地域活動支援センターⅡ型 1日当たりの実利用者人員が概ね15人以上

(3) 地域活動支援センターⅢ型 1日当たりの実利用者人員が概ね10人以上

(支援センターの利用者)

第7条 支援センターの利用者(以下「利用者」という。)は、市内に居住地を有する障害者等とする。

(利用の申請)

第8条 センター事業を利用しようとする障害者等は、郡山市地域活動支援センター事業利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を郡山市地域生活支援センター事業利用決定(却下)通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(利用の契約)

第10条 前条の規定による決定通知を受けた者は、あらかじめ運営主体となる法人等と利用に関する契約を締結しなければならない。

(利用者の負担)

第11条 利用者は、センター事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当な経費を負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式(第8条関係)

郡山市地域活動支援センター事業利用申請書

郡山市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日生			
	氏名	Ⓜ					
	居住地	〒 -		電話番号			
支給申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日生			
				続柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名	

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	年 月 日
		利用中のサービスの種類と内容等				
サービス利用の状況	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5	
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援の種類・内容	種別	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター I型				
		<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター II型				
		<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター III型				
内容						

郡山市地域生活支援事業実施規則に基づく地域活動支援センターの利用決定において、郡山市福祉事務所長が当該障害児・者の属する世帯の構成員に係る住民基本台帳等の閲覧を行うことに同意いたします。

申請者氏名

Ⓜ

郡山市地域活動支援センター事業利用決定（却下）通知書

様

郡山市長

印

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、郡山市地域活動支援センター事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決 定

申請者	氏 名		生年月日	年 月 日生
	居 住 地			
支給申請に係る 児 童 氏 名			生年月日	年 月 日生
			続 柄	

支援の種類・内容	種 別	地域活動支援センター 型
	内 容	

注意事項	<p>1 本事業を利用する際は、この通知書を委託事業所に提示してください。</p> <p>2 記載事項等に変更があったときには、郡山市長にその旨を届け出てください。</p>
------	--

2 却下

却下理由	
------	--

備考

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、郡山市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に郡山市を被告（市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について前記の異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。